

あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業 (データを活用した行動変容) 実施委託業務仕様書

1 事業名

あいちデジタルアイランドプロジェクト推進事業 (データを活用した行動変容)
実施委託業務

2 事業目的

愛知県は、2026年に開催されるアジア競技大会等を見据え、海外からのゲートウェイとなる中部国際空港島及び周辺地域(以下「当エリア」)を、5G等先端デジタル技術の実証意図があるテック企業、スタートアップ等を誘引する「革新的事業・サービスのオープンイノベーションフィールド」として位置づけ、実証の取組を県内外に横展開し、2030年に普及が見込まれる各種サービスやソリューションの早期社会実装の実現を目指している。

本事業では、データ取得(インプット)と行動変容のためのデータ活用(アウトプット)を両輪として、国内外から当エリアを訪れる者に対し、必要な情報を必要な時に提供し行動の変容を促す実証実験を実施する。

3 業務内容

(1) 行動変容ストーリー(仮説)の設定

実証実験を実施するにあたり、主要な地域主体者(中部国際空港、愛知県国際展示場、常滑市、交通事業者等)にヒアリングを実施し、地域主体者のニーズを踏まえた活用シーン(イベント・店舗誘客、インバウンド消費喚起、混雑回避等)を複数設定すること。

また、活用シーンに沿って、想定する利用者(ターゲット)と行動変容の内容を定め、収集したデータをどのように活用すると行動変容につながると考えられるか、ストーリー(仮説)を設定すること。

なお、活用シーンの1つは、名古屋市内から当エリアに誘客を図るものとする。

(2) データを活用した行動変容実証

(1)の仮説を実証するため、必要なデータを取得し、ターゲットに対する情報提供を行って、行動変容を生み出せるか、実証実験を実施する。

ア データ取得(インプット)

<取得データの種類、取得方法>

仮説を実証するため、当エリア内のデータをはじめとし、周辺エリアや広域のデータ、人流データや個人との対話によるデータ、AIによる予測等、直接的・間接的に多様なデータを、県と協議の上、取得すること。

<取得時期>

データは可能な限り長期で取得することとし、時期については、県と協議の上で決定すること。

イ 取得データの加工、分析、共有

取得データをダッシュボード等により可視化し、独自の分析を行うこと。

分析にあたっては、活用シーンでヒアリングを行った地域主体者とコミュニケーションを取り、データをどのように分析すべきかのフレームワークの検討・共有を行うこと。

ウ 取得データの活用（アウトプット）

上記分析結果をもとに、デジタルツイン等を用いて事業のシミュレーションを行ったうえで、活用シーンに沿った実証の取組を3つ程度実施すること。なお、取組はデジタル技術を活用するなど、想定する利用者が利用したくなるような利便性が高いものを実施すること。

また、目標参加者人数を設定し、Web ページによる広報やノベルティの配布など、参加者促進策も併せて実施すること。

(3) データ、アンケート及びヒアリング等による効果検証

(2) により取得するデータ等を活用し、実証実施前、実施後の行動変容の結果を測定すること。加えて、利用者、店舗、施設等に対しアンケートやヒアリングを実施し、測定結果と併せて報告書にまとめること。

(4) データ活用の整理・提案

データを活用した行動変容事業について、実証結果を分析の上、ニーズ分析、事業性の分析（費用・採算性）を行い、活用可能なサービス、想定される顧客及び運用コスト等を盛り込んだビジネスモデル案を作成し、報告書にまとめること。

4 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次の通りとする。

(1) 人件費

専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等

(2) 交通費

事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）

(3) 印刷製本費

テキスト、チラシ、報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費

(4) 消耗品費

事業の実施に必要な消耗品費

(5) 通信運搬費

事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）

- (6) 再委託費
一部の事業を再委託する場合の経費
- (7) 賃借料
事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料
- (8) その他
本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費
- (9) 一般管理費
上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費
- (10) 消費税及び地方消費税
上記経費に係る消費税及び地方消費税

5 成果物

- ・ 事業実施報告書(総括版) (A4) 2部
- ・ 事業実施報告書(公開版) (A4) 2部
- ・ 上記の電子データ (県の指定するデータ形式) 1式
- ・ その他県が指示したもの

6 納品場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課次世代産業室及び県が指定する場所

7 その他

- (1) 県が実施する各事業の活動と連携・協力すること。
- (2) 県と十分協議のうえ本事業を実施すること。
- (3) 事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (4) 委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (5) 法制度を順守し、実証実験を実施すること。
- (6) 当業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (7) 実証実験を実施する際の広報等については、県と受託者の協議の上で決定することとし、効果的な広報が可能となるように配慮すること。
- (8) 受託事業者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。
- (9) 受託事業者は、実証実験の実施に起因して、第三者、物件又は関係者に損害を与えた場合には、県に報告するとともに、その損害を賠償する責任を負わなければ

ばならない。

- (10) 事業実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (11) 本事業に係る設備の設置及び実施場所等の使用に係る費用の負担及び使用許諾契約等調整に関わる一切の手続きを行うこと。
- (12) 受託事業者は、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ）を愛知県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (13) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (14) 本事業を実施することにより発生した成果物以外の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権等をいう）については、次に掲げる事項を遵守することを条件に、受託事業者に帰属するものとする。

本事業の実施により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく県に報告すること。
- (15) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。